

管理者の責務と業務管理について

(1) 管理者の責務

(2) 業務管理体制の監督

(1) 管理者の責務

第53条 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業員に第5章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

◎非常災害対策

第82条の2 指定認知症対応型共同生活介護事業者

は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

◎地域との連携等

第85条

第1項 運営推進会議の開催

第3項 地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

(2) 業務管理体制の監督

平成21年3月30日 老発第0330077号

○介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出

第2号 法令遵守責任者の氏名

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要